

第7回情報公開委員会検討部会議事概要

平成20年7月23日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成20年6月19日(木) 15:00～17:00
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号
幸ビル13階 会議室1303号室
3. 出席者 部会長 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 碧海 西癸 消費生活アドバイザー
委 員 市村 元 テレビユー福島 常務取締役
委 員 鈴木 秀美 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 高橋 明男 大阪大学 大学院 法学研究科 教授
委 員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議 題 (1) 開示請求対応状況について(平成20年2月6日以降)
 - ① 高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可申請にあたり実施した敦賀湾の海底活断層調査に関する資料
 - ② 役員関係の会議費、交際費に係る決裁文書(平成18年度分)
 - ③ 就業規程第5節休暇に関わる通達・規則・規程について(2) 平成19年度開示請求対応状況について
(3) その他
 - ① 申出期間を過ぎてからなされた開示の実施の申出に対する対応について
 - ② 期限が過ぎても補正書類が提出されない場合の対応について
5. 配布資料
 - 部会7-1 高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可申請にあたり実施した敦賀湾の海底活断層調査に関する資料に係る請求対応について
 - 部会7-2 役員関係の会議費、交際費に係る決裁文書に関する請求対応について(平成18年度分)
 - 部会7-3 就業規程第5節休暇に関わる通達・規則・規程に係る請求対応について
 - 部会7-4 平成19年度の情報公開法施行状況について
 - 部会7-5 申出期間を過ぎてからなされた開示の実施の申出に対する対応について
 - 部会7-6 期限が過ぎても補正書類が提出されない場合の対応について
6. 議事要旨
 - (1) 開示請求対応状況について(平成20年2月6日以降)

① 高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可申請にあたり実施した敦賀湾の海底活断層調査に関する資料について

主管部署から、部会7-1に基づき請求対応について説明があった。
これに対して、委員から以下の意見があった。

(委員) 第三者に開示しないことを条件に他事業者から入手した情報であって、開示すると当該事業者との信頼関係を損なうとして不開示としているが、仮に自ら取得した情報であったならば開示できたのか。また、同一の文書に対して国に請求があった場合を想定すると、国と事業者間では第三者に開示しないというような非公開約束はないだろうから開示される可能性が高いのではないか。このように考えると、同一の文書が開示される場合と不開示とされる場合があるということになり、国民からみると理解しにくいのではないか。

(委員) 最近、国民の間に原子力施設の耐震安全性への関心が高まっている。このような状況においては積極的に情報を開示することが必要なのではないか。これまでの約束を考えると不開示もやむを得ないがこのような情報を不開示にすると、かえって国民の反対を招くことになるので、今後、公開に向けた努力を望む。

② 役員関係の会議費、交際費に係る決裁文書(平成18年度分)について
主管部署から、部会7-2に基づき請求対応について説明があった。

③ 就業規程第5節休暇に関わる通達・規則・規程について
主管部署から、部会7-3に基づき請求対応について説明があった。

(2) 平成19年度開示請求対応状況について
時間の都合により、次回に審議することとした。

(3) その他

① 申出期間を過ぎてからなされた開示の実施の申出に対する対応について
事務局から、部会7-5に基づき申出期間を過ぎてからなされた開示の実施の申出に対する対応について説明があった。これに対して、以下の質疑応答があった。

(委員) 開示決定以降の状況の変化により、開示することが適切でなくなってしまった場合に、正当な理由として例示されている病氣療養中などの理由で、期限を過ぎてからなされた開示実施の申出についてはどのように対応するのか。

(機構) たとえば核物質防護情報のように、法律によって特定の情報について厳しく管理することが求められるようになったケースでは、その法律の施行以降は開示の実施の申出を拒まざるを得ないこともあり得ると考える。しかしながら、機構における従来の開示決定等の事例に基づけば、一般的に申出期限を多少過ぎても不開示情報の該当性が変化することは考えにくいので、このようなケースは極めて稀である。

② 期限が過ぎても補正書類が提出されない場合の対応について

事務局から、部会7-6に基づき期限が過ぎても補正書類が提出されない場合の対応について説明があった。これに対して、以下の質疑応答があった。

(委員) 補正に応じない場合などには、機構側で請求の対象と考えられる法人文書の中から納付された開示請求手数料に応じた件数の文書を選択し、開示決定等を行うとのことであるが、そのような対応を行う場合には、請求者に対して事前にその旨を通知するなど、丁寧な対応が望まれる。

(機構) そのような運用としたい。

以上